

○聖和短期大学学費納付規程

2009年3月13日

理事会承認

- 第1条 聖和短期大学学則第38条による学費の納付はこの規程による。
- 第2条 学費とは入学金、授業料、実習費、教育充実費その他をいう。
- 2 学費は別表所定の額とする。ただし、関西学院高等部及び関西学院千里国際高等部からの推薦による進学者の入学金は半額とする。
- 第3条 学費の納期は次の2期とする。ただし、新入学・編入学を許可された者は、入学手続きのてびきに定められた期日までに納付しなければならない。
- 春学期（4月1日～9月18日） 納入期限 5月19日
- 秋学期（9月19日～3月31日） 納入期限 11月9日
- 第4条 在 student でやむを得ない理由により、前条の期日までに学費を納付できない場合は、短期大学学長の許可を受けて延納又は分納することができる。ただし、当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しなければならない。
- 2 前項にかかわらず卒業する学期においては次の期日までに完納しなければならない。
- 春学期 8月末日
- 秋学期 2月末日
- 第5条 学費の未納者は成績評価を得ることができない。また、卒業を認められない
- 第6条 学費を当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しないものは除籍する。
- 第7条 単位未修得のため卒業を延期された者の授業料は、2年生在学時の授業料とし、授業料以外の学費は残留学年度の諸費と同額とする。9月に卒業を認められた者は学費の半額を納入しなければならない。
- 第8条 学費未納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。
- 第9条 除籍された者が再入学を願い出たときは、短期大学教授会（以下「教授会」という。）の議を経て許可することがある。ただし、再入学は除籍の日から3カ年以内に願い出るものとする。
- 第10条 休学を許可された者は別表所定の在籍料を春・秋学期それぞれの学費納期に納入しなければならない。
- 第11条 休学者にして復学を許可された者はその日付が学年度初めの場合は学費全額を、その日付が秋学期の初めの場合はその半額を納入しなければならない。ただし、その学費

は当人の入学年度の学生と同額とする。

第12条 退学者、除籍者にして再入学を許可された者はその日付が学年度初めの場合は学費全額を、その日付が秋学期の初めの場合はその半額を納入しなければならない。ただし、その学費は再入学する学生の学年と同額とする。なお、退学者にして再入学を許可された者は入学金を免除されるが、除籍者にして再入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。

第13条 再入学を許可された者は前条に規定する学費を再入学許可後2週間以内に納入しなければならない。ただし、入学許可日から再入学しようとする学期の始まる日までに2週間の期間がない場合は、再入学しようとする学期の始まる前日までに学費を納入しなければならない。

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。ただし、2016年（平成28年）度入学生から適用する。